

○文部科学省告示第 号

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年 月 日

文部科学大臣 永岡 桂子

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和六年度に令和十一年度までの期間を付して医学に関する学部(以下「医学部」という。)に係る収容定員増を行うとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員(以下「入学定員等」という。)に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行うとするものである場合に限り認可を行うことができる。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>附則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 令和五年度において、医学部に係る入学定員等に第三条第一項第一号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増(令和六年度に令和十一年度までの期間を付して行うものに限る。)に係る学則の変更の認可を受けようとする大学が行う当該認可の申請の審査に関しては、第一条第一項第三号の規定は、適用しない。</p> <p>4 [略]</p>	<p>第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和五年度に令和十年度までの期間を付して医学に関する学部(以下「医学部」という。)に係る収容定員増を行うとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員(以下「入学定員等」という。)に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行うとするものである場合に限り認可を行うことができる。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>附則</p> <p>1・2 [同上]</p> <p>3 令和四年度において、医学部に係る入学定員等に第三条第一項第一号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増(令和五年度に令和十年度までの期間を付して行うものに限る。)に係る学則の変更の認可を受けようとする大学が行う当該認可の申請の審査に関しては、第一条第一項第三号の規定は、適用しない。</p> <p>4 [略]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。